

特殊指定の見直しについて

	頁
特殊指定とは	1
特殊指定一覧	2
意見募集中の特殊指定	3
新聞特殊指定の見直し検討について	5
参考資料	
1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）	7
2 不公正な取引方法（抄）	8
3 各種特殊指定	9
4 「新聞業における特定の不公正な取引方法」の変遷	15
5 日本新聞協会の声明等	16
6 関連新聞記事	18

平成18年3月27日
公正取引委員会

特殊指定とは

独占禁止法は、不公正な取引方法を用いることを禁止（法19条）

不公正な取引方法は、一定の行為類型であって、「公正な競争を阻害するおそれがあるもの」の中から公正取引委員会が指定（法2条9項）

第2条〔定義〕

この法律において不公正な取引方法とは、左の各号の一に該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

- 1 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
- 2 不当な対価をもつて取引すること。
- 3 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。
- 4 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。
- 5 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
- 6 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そのかし、若しくは強制すること。

現在、指定しているのは、すべての事業分野が対象の「一般指定」と6つの一定の事業分野を対象にした「特殊指定」

（一般指定）

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1 共同の取引拒絶 | 9 不当な利益による顧客誘引 |
| 2 その他の取引拒絶 | 10 抱き合わせ販売等 |
| 3 差別対価 | 11 排他条件付取引 |
| 4 取引条件等の差別取扱い | 12 再販売価格の拘束 |
| 5 事業者団体における差別取扱い等 | 13 拘束条件付取引 |
| 6 不当廉売 | 14 優越的地位の濫用 |
| 7 不当高価購入 | 15 競争者に対する取引妨害 |
| 8 ぎまんの顧客誘引 | 16 競争会社に対する内部干渉 |

（特殊指定）

- 1 教科書業における特定の不公正な取引方法（教科書特殊指定）
- 2 海運業における特定の不公正な取引方法（海運特殊指定）
- 3 食品かん詰又は食品びん詰業における特定の不公正な取引方法（食品かん詰特殊指定）(H18.2.1 廃止)
- 4 広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不公正な取引方法（オープン懸賞告示）
- 5 新聞業における特定の不公正な取引方法（新聞特殊指定）
- 6 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（物流特殊指定）
- 7 大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法（大規模小売業告示）

特殊指定一覧

廃止についての意見
募集開始(平成18年
3月16日)

1 教科書業における特定の不正取引方法(教科書特殊指定)(昭和31年公取委告示第5号)
教科書発行業者による教科書選定関係者等に対する利益供与,他社へのひぼう,中傷を禁止。

2 海運業における特定の不正取引方法(海運特殊指定)(昭和34年公取委告示第17号)
海運同盟(海上運送法に基づく適用除外カルテル)が行う盟外船又は荷主に対する不当な行為を規制しており,具体的には,以下の行為を禁止。

- ・ 特定の荷主及び地域に対する不当な差別的取扱い(第1項)
- ・ 海運業者に対する不当な同盟加入拒否(第2項)
- ・ 荷主に対する盟外船を利用させないための事業活動の拘束(第3項~第6項)

廃止についての意見
募集開始(平成
18年3月1日)

3 食品かん詰又は食品びん詰業における特定の不正取引方法(食品かん詰告示)
(昭和36年公取委告示第12号)
食品かん詰の内容量,原材料等について,顧客に誤認させ,又は誤認させるおそれのある表示・広告その他これらに類似する方法を行うことを禁止。

廃止(平成18
年2月1日)

4 広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不正取引方法(オープン懸賞告示)(昭和46年公取委告示第34号)

取引に附随しない(景品表示法の規制対象とならない)経済上の利益の提供を広告上でくじの方法により行うことを規制。

提供できる経済上の利益の限度額は,運用基準において1000万円とされている。

廃止についての意見
募集開始(平成
18年3月1日)

5 新聞業における特定の不正取引方法(新聞特殊指定)(平成11年公取委告示第9号)
新聞発行業者が地域・相手方により異なる定価を設定して販売すること等を禁止(合理的理由がある場合は除く。)(第1項)
新聞販売店が地域・相手方により定価を割り引いて販売することを禁止(第2項)
新聞発行業者による販売店への押し紙行為を禁止(第3項)

6 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正取引方法(物流特殊指定)(平成16年公取委告示第1号)

7 大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正取引方法(大規模小売業告示)(平成17年公取委告示第11号)

意見募集中の特殊指定

1 教科書業における特定の不公正な取引方法（教科書特殊指定）（昭和 31 年公取委告示第 5 号）

内容：教科書発行業者による教科書選定関係者等に対する利益供与による取引誘引行為、他社へのひぼう、中傷等による取引妨害行為を禁止。

平成 18 年 3 月 16 日 廃止についての意見募集開始（4 月 17 日締切）

廃止の理由：教科書特殊指定は、制定後 50 年が経過し、この間、教科書採択の方法、手続が整備され、また、教科書発行業者の売り込み競争や取引の実態も大きく変化してきたことから、採択関係者への利益供与等によって教科書の採択がゆがめられるおそれは著しく減少し、他の分野に比し、教科書の分野に特殊指定を設けて特別に規制を行う必要性がなくなっているため、規制の簡素化の観点から廃止。

2 海運業における特定の不公正な取引方法（海運特殊指定）（昭和 34 年公取委告示第 17 号）

内容：海運同盟（海上運送法に基づく適用除外カルテル）が行う盟外船又は荷主に対する不当な行為を規制しており、具体的には、以下の行為を禁止。

- ・特定の荷主及び地域に対する不当な差別的取扱い（第 1 項）
- ・海運業者に対する不当な同盟加入拒否（第 2 項）
- ・荷主に対する盟外船を利用させないための事業活動の拘束（第 3 項～第 6 項）

平成 18 年 3 月 1 日 廃止についての意見募集開始（3 月 31 日締切）

廃止の理由：海運特殊指定は、近年運用実績に乏しく、また、その規制対象となっている行為については、海運同盟非加盟事業者の市場シェアの増大や海運同盟が定めた運賃の形骸化といった、近年の外航海運における業界実態や取引実態の変化にかんがみると、もはや実施することが極めて困難となっているものと認められるため、規制の簡素化の観点から廃止。

3 広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不公正な取引方法（オープン懸賞告示）（昭和 46 年公取委告示第 34 号）

内容：取引に附随しない（景品表示法の規制対象とならない）経済上の利益の提供を広告上でくじの方法により行うことを規制。

提供できる経済上の利益の限度額は、運用基準において 1000 万円とされている。

平成 18 年 3 月 1 日 廃止についての意見募集開始（3 月 31 日締切）

廃止の理由：平成 8 年 2 月に、上限金額について、制定後 20 年間の所得の増大や物

価の上昇，商品選択との関連が希薄になってきていることを考慮し，100 万円を1000 万円に引き上げたが，引き上げ後の状況を見ると，商品選択との関連が希薄になってきていることには変わりがなく，また，上限金額又はそれに近い額のオープン懸賞を実施している例はほとんどみられないこと等。

< 参考 >

食品かん詰又は食品びん詰業における特定の不公正な取引方法（食品かん詰業等告示）（昭和 36 年公取委告示第 12 号）

内容：食品かん詰の内容量，原材料等について，顧客に誤認させ，又は誤認させるおそれのある表示・広告その他これらに類似する方法を行うことを禁止。

平成 18 年 2 月 1 日 廃止

廃止の理由：食品かん詰業等告示は，これまで運用実績に乏しく，また，その規制範囲については，不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号），食品缶詰の表示に関する公正競争規約等に対応可能であるため，規制の簡素化の観点から廃止。

新聞特殊指定の見直し検討について

1 新聞特殊指定とは

第1項：新聞発行本が行う地域又は相手方により異なる定価設定や値引行為を禁止。ただし、学校教育教材用や大量一括購入者向けなどの合理的な理由がある場合は例外として許容。

第2項：販売店が行う地域又は相手方による値引行為を禁止。（第1項のような例外は存在しない。）

第3項：発行本社による販売店への押し紙行為（注文部数を超えて供給すること及び自己が指示する部数を注文させること）を禁止。

2 検討の視点

（1）第1項について

地域又は相手方による多様な価格設定は、一般的に競争促進的（少なくとも中立的）に機能する行為であって、原則的に自由であり、差別対価の禁止は公正競争を阻害する例外的な場合に限定されるところ、新聞特殊指定においては、そのような行為自体を原則的に禁止する規定振りとなっている。新聞業においてのみ多様な価格設定を行うことが原則的に公正競争を阻害するという事、すなわち、第1項が独占禁止法第2条第9項の定める要件に合致することの説明はできない。

なお、新聞業界においては、新聞発行本社は販売地域内では一律の価格で再販制度を運用するとしており、また、今回の新聞特殊指定見直しの議論においても価格差を設けるべきでないとしていることから、少なくとも不当な価格差を当該新聞発行本社自身が設けるといことはそもそも存在し得ないはずである。

（2）第2項について

販売店による値引きは、一般的に競争促進的（少なくとも中立的）に機能する行為であって、原則的に自由であり、値引きの禁止は公正競争を阻害する例外的な場合に限定されるところ、新聞特殊指定においては、そのような行為自体を全面的に禁止する規定振りとなっている。新聞業においてのみ販売店が値引きを行うことが直ちに公正競争を阻害するという事、すなわち、第2項が独占禁止法第2条第9項の定める要件に合致することの説明はできない。

なお、現実問題として、新聞業界については、無代紙の提供や新聞の値引きが相当程度行われているとの指摘があるが、販売店が定価販売をしないことを新聞発行本社が取引停止等の手段で規制できるとするのが再販制度である。したがって、新聞発行本社が値引きを問題とするのであれば、本来再販制度の下で新聞発行本社自らが国民の問題として対応すべき問題である。

(3) 第3項について

新聞発行本社と販売店の取引においては、前者が後者に対し優越した地位にあることが基本的に明らかであり、押し紙行為については、明らかに販売店に不当な不利益を与えるものであり、一般指定（優越的地位の濫用）で十分対応できると考えられる。

3 再販制度・戸別配達との関係

特殊指定の廃止は、再販制度を骨抜きにし、その結果、戸別配達網が崩壊に向かうとの指摘がある。以下、この指摘についての考え方を述べる。

独占禁止法の例外として新聞発行本社が販売店による値引きを禁止できるとする再販制度と、公取委が一定の行為を独占禁止法違反とする新聞特殊指定とは全く別の制度である（同じ再販商品である書籍・雑誌等にはこのような特殊指定は存在しない。）このうち、再販制度については、当委員会は平成13年3月に当面存置する旨の結論を公表しており、現段階において同制度を廃止する考えはない。

再販制度が存在する現状において、特殊指定を廃止した場合、販売店による割引販売が常態化し、その結果、戸別配達網が崩壊するとする根拠は全く不明であり、当委員会として新聞業界に対し、新聞特殊指定により極めて強い規制を行う根拠とはし難い。

定価販売は、必要と考えるのであれば再販制度の中で発行本社自らが責任をもって対応すべきであるし、現在における発行本社と販売店の力関係において、販売店が再販契約を無視して割引販売を実施することが常態化するとは思えない（仮にそのような事態が生じたとしても、それは発行本社と販売店の間で対応を決めるべき事柄であって、不当廉売等に該当する場合を除き、値引行為を公正な競争を阻害するおそれのある行為であるとは言えず、当委員会としてこれを禁止する根拠は認められない。）また、仮に、割引販売が行われたとしても、現に無代紙が横行する一部地域においても戸別配達制が維持されている現状があることからみれば、国民が簡易・確実に新聞を入手することが困難になるという結果を招くとは考えられない。

なお、新聞の戸別配達については、新聞が日々の情報を入手するものであって買いためのきく商品ではなく、また戸別配達により、家庭に居ながらにしてそうした情報に接することができることなどから、国民の強いニーズに基づくものであり、また、販売店としても月単位の確実な販売が見込めること、チラシの折り込みによる収入が得られること、地域の多数の家庭に配達することにより、配送単価も通常の商品を配送する場合に比べ低く押えられることなどから、販売政策上も重要なものであって、それゆえ、長期にわたり行われているものである。さらに、新聞特殊指定が制定される前から戸別配達も定着していたものであり、新聞特殊指定がなければ戸別配達も成り立たないという主張は極めて説得力に欠ける。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

昭和 22 年 4 月 14 日

法律第 54 号

第 2 条〔定義〕

この法律において不公正な取引方法とは、左の各号の一に該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

- 1 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
- 2 不当な対価をもつて取引すること。
- 3 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。
- 4 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。
- 5 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
- 6 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、若しくは強制すること。

第 19 条〔不公正な取引方法の禁止〕

事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

第 20 条〔排除措置〕

前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第 8 章第 2 節〔手続〕に規定する手続に従い、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

第 71 条〔不公正な取引方法の指定手続〕

公正取引委員会は、特定の事業分野における特定の取引方法を第 2 条第 9 項〔不公正な取引方法の定義〕の規定により指定しようとするときは、当該特定の取引方法を用いる事業者と同種の事業を営む事業者の意見を聴き、かつ、公聴会を開いて一般の意見を求め、これらの意見を十分に考慮した上で、これをしなければならない。

不公正な取引方法（抄）

昭和 57 年 6 月 18 日
公正取引委員会告示第 15 号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 2 条第 9 項の規定により、不公正な取引方法（昭和 28 年公正取引委員会告示第 11 号）の全部を次のように改正し、昭和 57 年 9 月 1 日から施行する。

不公正な取引方法

3〔差別対価〕

不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品若しくは役務を供給し、又はこれらの供給を受けること。

8〔ぎまんの顧客誘引〕

自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について、実際のもの又は競争者に係るものよりも著しく優良又は有利であると顧客に誤認させることにより、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引すること。

9〔不当な利益による顧客誘引〕

正常な商慣習に照らして不当な利益をもつて、競争者の顧客を自己と取引するように誘引すること。

14〔優越的地位の濫用〕

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。

- 1 継続して取引する相手方に対し、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。
- 2 継続して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- 3 相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること。
- 4 前 3 号に該当する行為のほか、取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えること。
- 5 取引の相手方である会社に対し、当該会社の役員（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 2 条第 3 項の役員をいう。以下同じ。）の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は自己の承認を受けさせること。

教科書業における特定の不正取引方法

(原文縦書き)

昭和31年12月20日 公正取引委員会告示第5号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第7項^注の規定により、特定の事業分野における特定の不正取引方法を次のように指定する。

教科書業における特定の不正取引方法

- 1 小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる学校において使用する教科書（以下「教科書」という。）の発行または販売を業とする者が、直接であると間接であるとを問わず、教科書を使用するものまたは教科書の選択に関与するもの（以下「使用者または選択関係者」という。）に対し、自己または特定の者の発行する教科書の使用または選択を勧誘する手段として、金銭、物品、きょう応その他これらに類似する経済上の利益を供与し、または供与することを申し出ること。
教科書の発行を業とする者が、直接であると間接であるとを問わず、教科書の使用または選択関係者に対し、教科書以外の書籍雑誌、教材、教具等の販売に関し、金銭、物品、きょう応その他これらに類似する経済上の利益を供与し、または供与することを申し出て、これらのものに、その発行する教科書の使用または選択を勧誘すること。
- 2 教科書の発行を業とする者が、直接であると間接であるとを問わず、教科書の販売を業とする者に対し、使用者または選択関係者が自己の発行する教科書を使用し、または選択するよう勧誘させるため、金銭、物品、きょう応その他これらに類似する経済上の利益を供与し、または供与することを申し出ること。
- 3 教科書の発行を業とする者が、直接であると間接であるとを問わず、他の教科書の発行を業とする者またはその発行する教科書の中傷し、ひぼうし、その他不正な手段をもつて、他の者の発行する教科書の使用または選択を妨害すること。

^注 現行第2条第9項

海運業における特定の不正取引方法

(原文縦書き)

昭和34年11月11日 公正取引委員会告示第17号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第2条第7項^注の規定により、海運業における特定の不正取引方法を次のように指定し、昭和28年公正取引委員会告示第14号(海運業における特定の不正取引方法)を廃止する。

海運業における特定の不正取引方法

船舶運航事業者(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項の船舶運航事業を営む者をいう。以下同じ。)が単独に又は他の船舶運航事業者とする結合、協定若しくは申合せ(以下「結合等」という。)により行なう左の行為

- 一 貨物の量の多寡により、又は貨物の船積地若しくは陸揚地により、特定の荷主又は地域に対し、運賃及び料金その他の運送条件について、不当に差別的な取扱をすること。
- 二 他の船舶運航事業者が結合等に加入を申し出た場合に、他の加盟者に比べ、加入の条件を不当に差別的にし、又は船腹の過剰その他正当かつ合理的な理由がないのにその加入を拒むことにより、その船舶運航事業者の事業活動に著しく不利益を与えること。
- 三 一定範囲の貨物の運送をもつぱら結合等に参加している船舶運航事業者に行なわせる旨の契約(以下「一手積み契約」という。)を締結した荷主に対し、運賃及び料金その他の運送条件について不当に有利な取扱をし、又は荷主が一手積み契約を解除することを不当に制限し、若しくは荷主が一手積み契約に違反した場合に、不当に高い違約金若しくは損害賠償金の支払を求めること。
- 四 荷主が結合等に参加している船舶運航事業者から合理的な期間内に船腹の提供をうけることができなかつたため等の正当かつ合理的な理由により、結合等に参加していない船舶運航事業者にその貨物の運送を行なわせた場合に、その荷主に対し、違約金若しくは損害賠償金の支払を求め、又は運賃及び料金その他の運送条件について、不利な取扱をすること。
- 五 一定期間内に一定範囲の貨物の運送をもつぱら結合等に参加している船舶運航事業者に行なわせた荷主に対し、その期間内に受け取つた運賃及び料金の一部を返還する場合に、その一定期間を不当に長くし、又はその返還する運賃及び料金の額を不当に高くすること。
- 六 運賃のべもどし(荷主が一定期間内に一定範囲の貨物の運送をもつぱら結合等に参加している船舶運航事業者に行なわせた場合に、その期間に引き続く一定期間内に一定範囲の貨物の運送をその結合等に参加している船舶運航事業者以外の者に行なわせなかつたことを条件として、当該運賃及び料金の一部を返還することをいう。以下同じ。)を用いる場合に、一手積み契約を締結することを申し出た荷主に対し、その契約の締結を拒み、又は一手積み契約を締結した荷主に対し、運賃のべもどしにより運賃及び料金の一部の返還を受ける荷主に比べ、運賃及び料金その他の運送条件について、不当に不利な取扱をすること。

^注 現行第2条第9項

食品かん詰または食品びん詰業における特定の不正な取引方法

(原文縦書き)

昭和36年12月25日 公正取引委員会告示第12号
改正 昭和43年9月2日 公正取引委員会告示第60号
廃止 平成18年2月1日 公正取引委員会告示第1号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第7項^注の規定により、食品かん詰または食品びん詰業における特定の不正な取引方法を次のように指定し、昭和37年2月1日から適用する。

食品かん詰または食品びん詰業における特定の不正な取引方法

食品かん詰または食品びん詰の製造または販売を業とする者が、食品かん詰または食品びん詰の販売に当り、その内容総量もしくは内容量、固型量、製造時期または原料の種類、混用の割合もしくは調理の方法、添加物の種類その他品質に関する事項について、顧客に誤認させ、または誤認させるおそれのある表示、広告その他これらに類似する方法を用いること。

備考

- 1 この告示において「食品かん詰」とは、食品（酒税法（昭和28年法律第6号）に規定する酒類ならびに薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品および医薬部外品を除くすべての飲食物をいう。以下同じ。）をかんに密封し、加熱殺菌したものをいう。
- 2 この告示において「食品びん詰」とは、食品をびんに密封し、加熱殺菌したものをいう。

^注 現行第2条第9項

広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出の場合の不正な取引方法
(原文縦書き)

昭和46年7月2日公正取引委員会告示第34号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第2条第7項^{注1}の規定により、広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出の場合の不正な取引方法を次のように指定し、昭和46年9月1日から施行する。

広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出の場合の不正な取引方法

別表(一)に掲げる商品の生産(新聞、書籍、雑誌、レコード及び録音テープにあつては、発行)をする事業者若しくはこれらの商品の販売をする事業者又は別表(二)に掲げる事業を営む者が、顧客を誘引する手段として、広告において、一般消費者に対し、次に掲げる方法により特定の者を選び、これに正常な商慣習に照らして過大な金銭、物品その他の経済上の利益^{注2}(不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第2条に規定する景品類に該当するものを除く。)を提供する旨を申し出ること。

- 一 次の行為をすることを求め、くじの方法又はその内容の正誤若しくは優劣により選ぶこと。
 - イ 当該事業者の定める様式により氏名、住所、職業等を回答すること。
 - ロ 応募の際一般には明らかでない事実についての予想若しくは推測の募集に応ずること。
 - ハ 趣味、娯楽、教養等に関する問題の解答の募集に応ずること。
 - ニ キヤツチフレーズ、商品名、感想文等の募集に応ずること。
 - ホ 演技その他特定の行為をすること。
- 二 当該事業者の定める一定の基準に該当することを条件として選ぶこと。

注1 現行第2条第9項

注2 「広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出の場合の不正な取引方法の指定に関する運用について」(昭和46年公取委事務局長通達第5号)において、「1000万円を超える額の経済上の利益」とされている。

別表（一）

食料品	肉製品，酪農製品，調味料，砂糖，菓子類，冷凍食品，清涼飲料，酒類その他の製造食品及び飲料
衣料品	下着，洋服，ワイシャツ，靴下，帽子その他の衣服
身のまわり品	ハンカチ，えり飾り，ハンドバッグ，かさ，はきもの，眼鏡，化粧用小物用具その他の身のまわり品
家庭用品	家庭用繊維製品，家具，台所用品，食卓用品，ミシン，暖房器具，家庭用衛生設備用品，家庭用電気器具その他の家庭用器具
医薬品，化粧品等	医薬品，医薬部外品，医療機械器具，化粧品，歯みがき，石けん及び家庭用化学製品
書籍，雑誌レコード等	新聞，雑誌，書籍，レコード及び録音テープ
乗用自動車 自転車等	乗用自動車，二輪自動車，自転車，自動車用タイヤ
雑貨	文具，紙製品，事務用具，家庭用計量器，時計，一般用光学機械器具，写真感光材料，娯楽用具，玩具，運動競技用品，楽器，自動車用石油製品及び家庭用燃料

別表（二）

卸売業，小売業	飲食店
金融，保険業	銀行・信託業，農林水産金融業，中小商工，庶民・住宅金融業，証券業，商品取引業，保険業
不動産業	不動産賃貸業（貸家業を除く。），貸家業，建売業・土地売買業及び不動産代理業・仲介業
運輸通信業	民営鉄道業，民営旅客自動車運送業，水運業，航空運輸業及び旅行あつせん業，
サービス業	旅館，洗濯業，理髪・理容業，浴場業，結婚式場，映画業及び娯楽業（映画を除く。）

備考 別表（二）に掲げる業種の分類は，日本標準産業分類による。

新聞業における特定の不公正な取引方法

(原文縦書き)

平成 11 年 7 月 21 日公正取引委員会告示第 9 号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第九項の規定に基づき、新聞業における特定の不公正な取引方法(昭和三十九年公正取引委員会告示第十四号)の全部を次のように改正する。

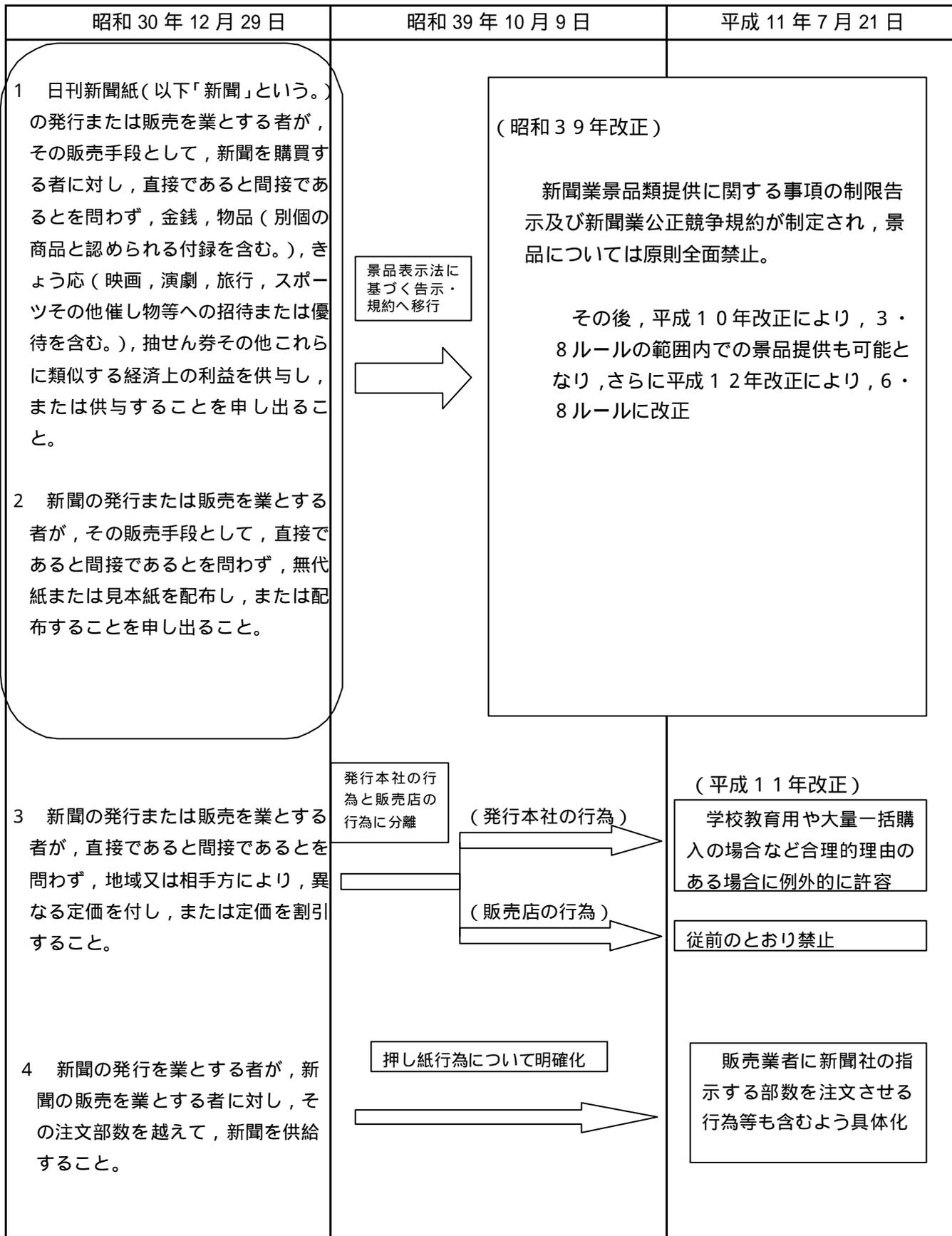
新聞業における特定の不公正な取引方法

- 1 日刊新聞(以下「新聞」という。)の発行を業とする者(以下「発行業者」という。)が、直接であると間接であるとを問わず、地域又は相手方により、異なる定価を付し、又は定価を割り引いて新聞を販売すること。ただし、学校教育教材用であること、大量一括購読者向けであることその他正当かつ合理的な理由をもってするこれらの行為については、この限りでない。
- 2 新聞を戸別配達の方法により販売することを業とする者(以下「販売業者」という。)が、直接であると間接であるとを問わず、地域又は相手方により、定価を割り引いて新聞を販売すること。
- 3 発行業者が、販売業者に対し、正当かつ合理的な理由がないのに、次の各号のいずれかに該当する行為をすることにより、販売業者に不利益を与えること。
 - 一 販売業者が注文した部数を超えて新聞を供給すること(販売業者からの減紙の申出に応じない方法による場合を含む。)
 - 二 販売業者に自己の指示する部数を注文させ、当該部数の新聞を供給すること。

備考

この告示において、「日刊新聞」とは、一定の題号を用い、時事に関する事項を日本語を用いて掲載し、日日発行するものをいう。

「新聞業における特定の不正な取引方法」の変遷



平成17年11月2日

新聞の特殊指定見直し表明に関する新聞協会の声明

本日、公正取引委員会は、新聞業をはじめとする「特定の不公正な取引方法」（特殊指定）の見直し作業に入る方針を発表した。

新聞は民主主義の基礎である国民の知る権利に応え、公正な情報を提供するとともに、活字を通じて日本文化を保持するという社会的・公共的使命を果たしている。

新聞業の特殊指定は、差別定価や定価割引などを禁止することにより、その流通システムを守り、維持するために定められたものである。新聞の再販制度と特殊指定は一对のものであり、特殊指定の見直しは、その内容によっては、再販制度を骨抜きにする。その結果、経営体力の劣る新聞販売店は撤退を強いられ、全国に張り巡らされた戸別配達網は崩壊へ向かう。しかしながら、多くの国民は毎日決められた時間に新聞が届けられること、誰もがどこでも同じ価格で、容易に入手できることを望んでいる。

本年7月に施行された文字・活字文化振興法は、「すべての国民が等しく文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備すること」を基本理念に掲げ、そのための施策の実施を国と地方公共団体に義務づけた。

特殊指定の見直しは、著作物再販の存続を決めた公取委自身の4年前の決定と矛盾するばかりか、文字・活字文化振興法にも背く。官民あげて活字文化の振興に取り組む法制度がつくられた矢先に、時代の要請に逆行するような動きには強く抗議せざるを得ない。われわれは、現行規定の維持を強く求める。

以 上

新聞特殊指定の堅持を求める特別決議

平成18年3月15日
日本新聞協会第83回会員総会

日本新聞協会は第83回会員総会にあたり、公正取引委員会に対し、新聞特殊指定の堅持を強く求める。

新聞は、憲法21条によって保障された報道の自由を担い、国民の「知る権利」に寄与するものである。こうした使命は、自由で多様な新聞がつくられるだけでなく、公正な競争を通じ、住む場所を問わず、また災害など困難な状況下でも、同一紙同一価格で戸別配達により提供されることによって実現される。

新聞販売店による定価割引の禁止を定めた特殊指定は再販制度と一体であり、その見直しは再販制度を骨抜きにする。販売店の価格競争は配達区域を混乱させ、戸別配達網を崩壊に向かわせる。その結果、多様な新聞を選択できるという読者・国民の機会均等を失わせることにつながる。

昨年7月施行の文字・活字文化振興法は、すべての国民が等しく文字・活字文化の恵沢を享受できる環境の整備を国に義務付けている。公正取引委員会による特殊指定の見直しは、こうした時代の要請にも逆行している。

われわれ新聞人は、公正な競争に一層力を入れ、特殊指定の維持に向け活動を強化していく。

以 上

関連新聞記事

平成 1 8 年 2 月 2 0 日 読売新聞

平成 1 8 年 3 月 2 日 毎日新聞

平成 1 8 年 3 月 1 6 日 日本経済新聞

平成 1 8 年 3 月 2 0 日 朝日新聞

・・・略